

大門公園バーベキュー場

利活用実証事業

— 審査講評 —

令和6年3月

岡 崎 市

大門公園バーベキュー場利活用実証事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という）では、令和6年2月5日及び令和6年3月14日に選定委員会を開催し、提案者の提案内容について厳正かつ公正な審査を行い、優先交渉権者を選定した。

本審査講評は、選定委員会におけるこれまでの審議、審査の過程及び結果について公表するものである

令和6年3月21日

大門公園バーベキュー場利活用実証事業事業者選定委員会
委員長 横山 晴男

－ 目次 －

第1	審査体制	1
第2	選定委員会の開催経過	1
第3	審査の方法	2
1	審査の流れ	2
2	審査の内容	2
(1)	一次審査	2
(2)	加点点評価	3
(3)	加点点評価項目及び配点	3
(4)	優先交渉権者の決定	3
第4	審査の結果	3
1	審査資格	3
2	一次審査	4
3	加点点審査	4
4	結果	4
第5	審査の講評	4

第1 審査体制

本市は、大門公園バーベキュー場利活用実証事業（以下「本事業」という）に係る応募者を選定するにあたり、提案内容を公平、かつ公正に審査するため、本市職員により構成される選定委員会を設置した。本市は、選定委員会による評価の結果をもと優先交渉権者選定し、優先交渉権者と本事業に関する協定を締結する。審査委員は以下のとおりである。

区分	氏名	所属・役職
委員	横山 晴男	都市基盤部長
委員	浅井 隆	都市基盤部公園緑地課長
委員	富田 浩也	総合政策部企画課長

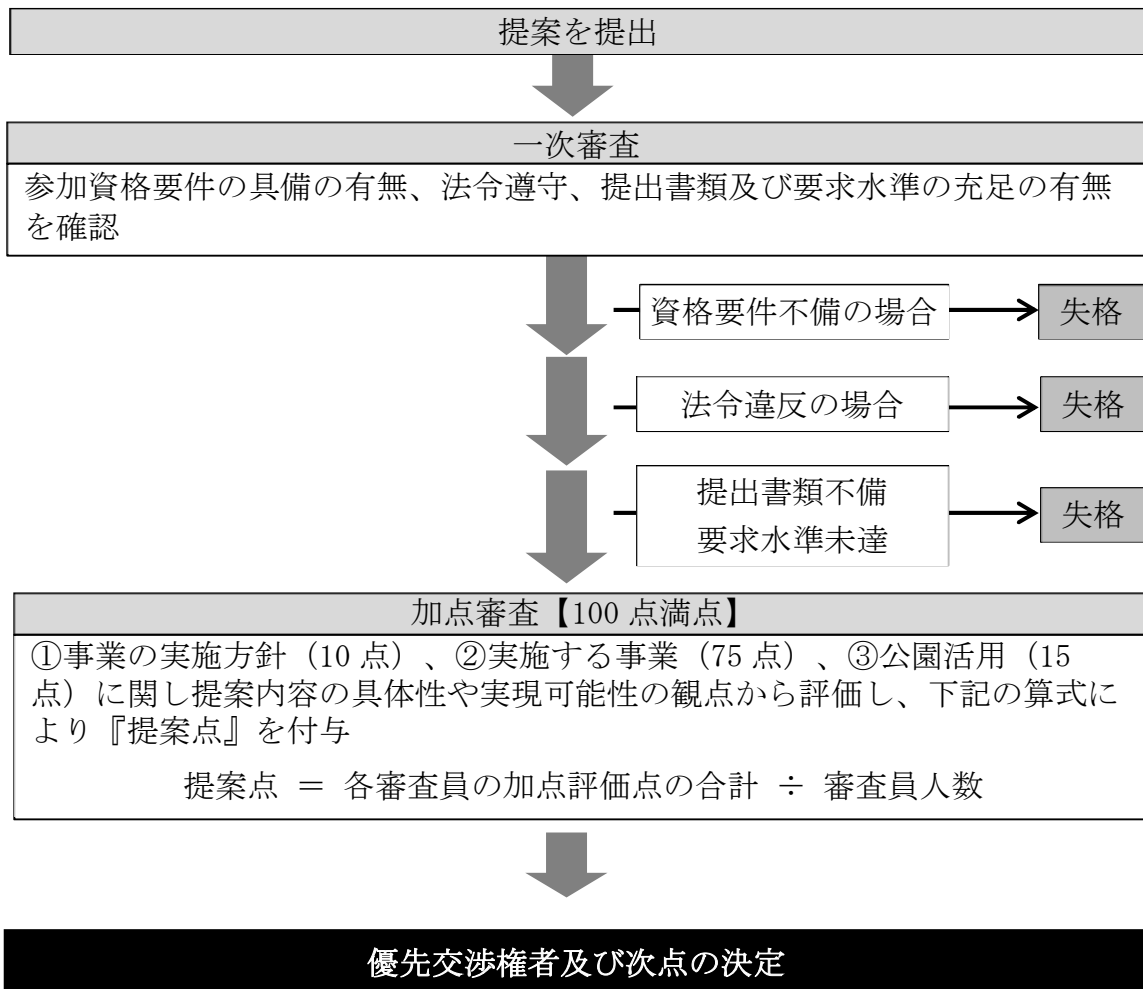
第2 選定委員会の開催経過

日時	会議名	主な議題
令和6年2月5日	第1回選定委員会	(1) 募集について (2) 選定方法について (3) 今後のスケジュールについて
令和6年3月14日	第2回選定委員会	(1) 事業者に対するヒアリング (2) 優先交渉権者選定

第3 審査の方法

1 審査の流れ

審査の流れは以下のとおりである。



2 審査の内容

(1) 一次審査

提出されたすべての提案等について、以下の審査を行い、要件を満たしていない場合は失格とする。

ア 第一次審査

提出されたすべての提案等について、以下の点について審査します。

(ア) 参加資格の確認

応募者が、資格等を満たしているかを審査します。

(イ) 法令遵守に関する審査

提案等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

(ウ) 本要項に照らし適切なものであることの審査

提案等が本要項に照らし、適切なものであることを審査します。審査の

内容は以下のとおりです。

- ・提案が、本要項で示した目的や場所等と適合していること
- ・記載すべき事項が示されていること
- ・期間中の運営の確実性が提出された客観的な資料により見込めること

(2) 加点評価

加点評価については、本市が特に重視する項目を評価項目として設定し、これらに関して、優れた工夫や配慮がされている提案、その他、独自性、革新性の高い提案に対して、提案内容の具体性や実現可能性の観点から評価する。

加点評価の採点方法は、各評価項目について、以下に示す4段階評価により得点を付与する。

評価	評価内容	採点基準
A	秀でて優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	提案は評価する	配点×0.50
D	特に優れた点は見当たらない	配点×0.25

各審査員の加点評価点を合計し、審査員数で割った値を提案点とする。

$$\text{提案点} = \text{各審査員の加点評価点の合計} \div \text{審査員人数}$$

提案点は、小数点以下第3位の数字を切り捨て、小数点第2位までを点数として算出する。

(3) 加点評価項目及び配点

選定委員会において以下の評価項目及び配点（100点満点）により、提出された提案等に対する加点評価を行う。

評価項目		配点
加点審査(100点)	事業の実施方針	10点
	実施する事業	75点
	公園活用	15点

(4) 優先交渉権者の決定

本市は、選定された者を優先交渉権者として決定します。なお、審査の結果によっては、優先交渉権者について、該当者なしとする場合がある。

第4 審査の結果

1 資格審査

令和6年3月11日に受付を行った結果、以下の者からの応募があった。

一般社団法人カルチャー&スポーツクラブ岡崎（以下「a」という。）

2 一次審査

本市は、a から提出された提案等について、募集要項に記載した一次審査の内容を満たしていることを確認し、一次審査を合格とした。

3 加点審査

加点項目審査を行う上で、事業者の提出した提案等の記載内容を明確にするため、応募者に対して提案内容についてのヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）を実施した。その後、選定委員会において十分な議論を行ったうえで、選定基準に基づき、各審査委員が4段階評価を行い、その平均値を得点として付与した。

加点項目審査の結果は次の表に示すとおりである。

審査項目		配点	a
事業の実施方針			
ア	大門公園に賑わいを生むような方針となっているか。	10	6.66
実施する事業			
ア	出店コンセプトが事業の実施方針に合っているか。	15	8.75
イ	営業日、営業時間、メニューの種類や価格設定などが公園利用者へのサービスに適しているか。	20	13.33
ウ	予約方法が効率的、効果的なものになっているか。	20	13.33
エ	公園の使い方（テント等の配置）が効率的、効果的なものになっているか。	20	11.66
公園活用			
ア	食品販売、備品貸出以外に具体的な取り組み（イベント等）があるか。	15	11.25
合計		100点	64.98点

4 結果

選定委員会は、一般社団法人カルチャー&スポーツクラブ岡崎を優先交渉権者に選定した。

第5 審査の講評

審査項目	評価した点
事業の実施方針	来園者の特性を明確にし、食品等、バーベキュー利用に限らない物品等の貸出の提案があった点を評価した。
実施する事業	市内事業者と連携し、食材を提供する提案があつて点を評価した。
公園活用	定例的なイベントの開催や、設定したターゲットに対してのイベント企画提案があった点を評価した。

本公募は、大門公園バーベキュー場利活用という、本市としては初めての取組みということで、提案しにくい面が多かったにも関わらず、応募をいただいたことに深く感謝申し上げます。

また、提案は、短期間であるにもかかわらず提案者自らによる創意工夫が盛り込まれた優れた提案であり、提案書作成における努力に対して敬意を表する。

選定委員会では、選定基準に則り、各審査項目について厳正かつ公正に審査を行った結果、一般社団法人カルチャー&スポーツクラブ岡崎を優先交渉権者に選定した。

今後、優先交渉権者が、市と本事業に関する協定を締結し事業を推進することになるが、本事業をより良いものとするため、市と十分な協議を行い、提案内容を確実に実行することを期待する。また、以下の点について、今後さらなる検討をしていただくことを要望する。

- ・ 予約方法の具体性や、告知への取組み
- ・ 食品提供について、実施に向けての具現化